



# 特集 「成年後見制度」を考える

～ 制度をよく理解し老後の安心に備えよう～

## 成年後見制度と介護保険は車の両輪？

成年後見制度は平成12年に介護保険制度と同時に施行されました。高齢になって判断能力が衰えた人の代わりに、親族や第三者が後見人になって財産管理や身上監護をするというものです。介護保険の利用者はこの5年間で400万人と増加する一方ですが、その半数は認知症とされています。

成年後見制度はこの認知症高齢者の「財産管理」だけでなく「振り込め詐欺や悪徳商法から身を守る」ことなどにも有効な制度ですが、利用は伸び悩んでいます。

本特集では「成年後見制度」の仕組みなどの紹介と、自治体の相談窓口の対応、後見人を取り巻く実態を取材してまとめました。

## 成年後見制度の過去5年間の利用実態

過去5年間の申立て件数は約7万件ですが、そのうち80%は判断力が非常に減退している法定後見の申立てです。さらに後見人になった人の80%は家族や親族でした。弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門家に後見人を依頼したのは20%未満です。

新しくできた任意後見制度の利用は約1万件。そのうち契約が発効されたのは約700件です。(制度の仕組みは次ページを参照)

## 誰に後見人になってもらうか？

認知症になってこの制度を利用した多くの場合は家族や親族が後見人になっています。

しかし家族がいないひとり暮らしの方や家族に頼りたくない人が、弁護士などの専門家に頼むと、1ヶ月に3万円ほどの費用がかかります。法人や複数の後見人に頼むこともできます。新しい動きとして、専門家のサポート役や制度の普及活動を担う市民後見人の養成が始まっています。

## 申立て手続きと後見人の仕事は？

後見制度を利用するには、家庭裁判所への申立て書類がたくさんあり、慣れない一般人にはかなり面倒なようです。さらに後見人の仕事は「財産目録」「生活プラン」の作成、毎月1回の裁判所への報告など結構複雑です。

## 制度利用の推進と相談窓口は？

認知症高齢者の周辺で後見制度の利用を勧める人は誰でしょうか？現実には、介護の現場にいるケアマネや介護職員、民生委員などの中に、この制度をまだ良く理解していない人が多いのも事実です。

また、地域の相談窓口の自治体の対応もまだ遅れていて、成年後見センターとしての窓口がある役所は少なく、福祉課などで相談を受けています。

## 相談数の割に利用が広がらないのは？

法律に慣れていない我々にとって制度そのものが非常に分かりにくいことが多いのです。

「こんなに面倒ならやめておこうか」

「専門家に月3万円は払えない」

「適当な後見人が見つからない」

などの理由で利用が広がらないようです。

今後、自治体の窓口や金融機関、福祉の現場などでこの制度について気軽に相談ができるようになり、専門家だけではなく市民後見人やサポーターが支援するという仕組みが、一日も早く実現することが望まれます。

